

A photograph of a forest with large trees and a stone staircase. The trees are tall and have thick trunks, with dense green foliage. A stone staircase is visible in the foreground, leading up the hillside. The lighting is bright, suggesting a sunny day.

大山町教育振興基本計画

(令和 2 年度～令和 6 年度)

令和 2 年 3 月

大山町教育委員会

目 次

序 章 計画の策定について

1 計画改訂の背景と趣旨	1
2 計画の位置付けと期間	1

第1章 基本構想

1 我が国の教育を取り巻く現状と課題	2
2 大山町の教育を取り巻く現状と課題	2
(1) 人口減少、少子高齢化の進行	2
(2) 情報化社会への対応	3
(3) 地域コミュニティの希薄化	3
(4) 個人の価値観や町民意識の多様性	3
(5) 教育施設の老朽化	4
(6) 大山町の財政状況と教育予算	4
3 大山町が目指す教育の姿	4
(1) 基本理念	4
(2) 基本目標	5

第2章 基本計画

1 幼児教育の充実	6
(1) 保育の充実	6
(2) 子ども読書活動の推進	8
2 学校教育の充実	9
(1) ふるさと大山を愛する児童・生徒の育成	9
(2) 確かな学力の育成	10
(3) 豊かな心の育成	13
(4) 健やかな体の育成	14
(5) 生徒指導の充実	15
(6) 特別支援教育の充実	16
(7) 教育環境の整備・充実	18
(8) 学校給食の充実及び食育の推進	18
(9) 教職員の資質の向上	20
3 社会教育の充実	21
(1) 公民館と「地域自主組織」の連携・協力したコミュニティ活動の推進	21
(2) 生涯学習環境の充実	22

(3) 地域スポーツ活動の充実	24
(4) 家庭教育の充実	25
(5) 青少年の健全育成	26

第3章 計画の実現に向けて

1 関係部局との連携	27
2 新たな課題への対応	28
3 計画の進行管理	28

序 章 計画の策定について

1 計画改訂の趣旨

我が国の教育は、少子高齢化の進行や産業・経済構造の変化、国際化など社会・環境の大きな変化に伴い、家庭や地域の教育力の低下、児童・生徒や保護者のニーズの多様化、安全・安心への不安など、解消すべき多くの課題が生じています。

平成18年には、教育基本法が改正され、新しい時代にふさわしい教育理念が示されました。同時に、その実現のために、教育の振興に関する施策についての基本的な計画を定めることが国に義務付けられ、各地方公共団体においても、国の計画を参酌し、地域の実情に応じ、「教育の振興のための施策に関する基本的な計画を策定するよう努めなければならない」と規定されました。

これを受けて、国は「教育振興基本計画」（平成20年7月に閣議決定）、「第二期教育振興基本計画」（平成25年6月に閣議決定）、そして、「第三期教育振興基本計画」（平成30年6月に閣議決定）を策定し、鳥取県でも、平成31年4月（5年間）から第三期の「鳥取県教育振興基本計画」が策定され、「自立して心豊かに生きる 未来を創造する 鳥取県の人づくり」を基本理念として、教育の振興に向けた施策が進められているところです。

大山町教育委員会では、平成27年3月に「大山町教育振興基本計画」（平成28年度から5年間）を策定し、教育の振興に向けた基本的な考えや施策について示してきましたが、令和元年度末で第一期の計画期間が終了することに伴い、第一期の成果と課題を踏まえ、幼児教育や学校教育の充実、生涯学習やスポーツ活動の推進等の社会教育の充実について、続く5年間の本町教育施策の方向性を示すために計画を改訂します。

2 計画の位置付けと期間

この計画は、国及び県が示す教育振興基本計画を参酌したうえで、大山町の実情に応じて、本町における教育の振興のための施策に関して基本的な計画を定めるものです。

本教育振興基本計画は、10年間の基本的な施策を定める「大山町総合計画（「大山町未来づくり10年プラン）」における教育に関する分野別計画としても位置付けています。

さらに、教育委員会制度改革の中で、平成27年度から首長が主催する総合教育会議を開催し、「教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱」（以下「大綱」）を策定することが定められましたが、本教育振興基本計画は、「大綱」の基礎となる計画と位置付けられます。

本計画の期間は、「大山町教育大綱」と連動することを基本とし、令和2年度から令和6年度（5年間）としますが、今後の社会情勢の変化等に対応するため随時見直しを行うものです。

第1章 基本構想

1 我が国の教育を取り巻く現状と課題

生産年齢人口の減少、グローバル化の進展や絶え間ない技術革新等により、社会構造や雇用環境は大きく、また急速に変化しており、予測が困難な時代となっています。また、急激な少子高齢化が進む中で成熟社会を迎えた我が国にあっては、平均寿命の延伸による人生100年時代の到来が予想され、一人一人が持続可能な社会の担い手として、その多様性を原動力とし、質的な豊かさを伴った個人と社会の成長につながる新たな価値を生み出していくことが期待されます。

このような状況の中で、人工知能（AI）の飛躍的な進化、少子化・高齢化による社会活力の低下、厳しさを増す経済環境と知識基盤社会への移行、若年者の失業率・非正規雇用の割合の増加、社会のつながりの希薄化に伴う規範意識の低下、格差の再生産・固定化、環境問題や食料・エネルギー問題などの対応に直面しており、我が国社会の各分野において早急な対応が迫られています。

2 大山町の教育を取り巻く現状と課題

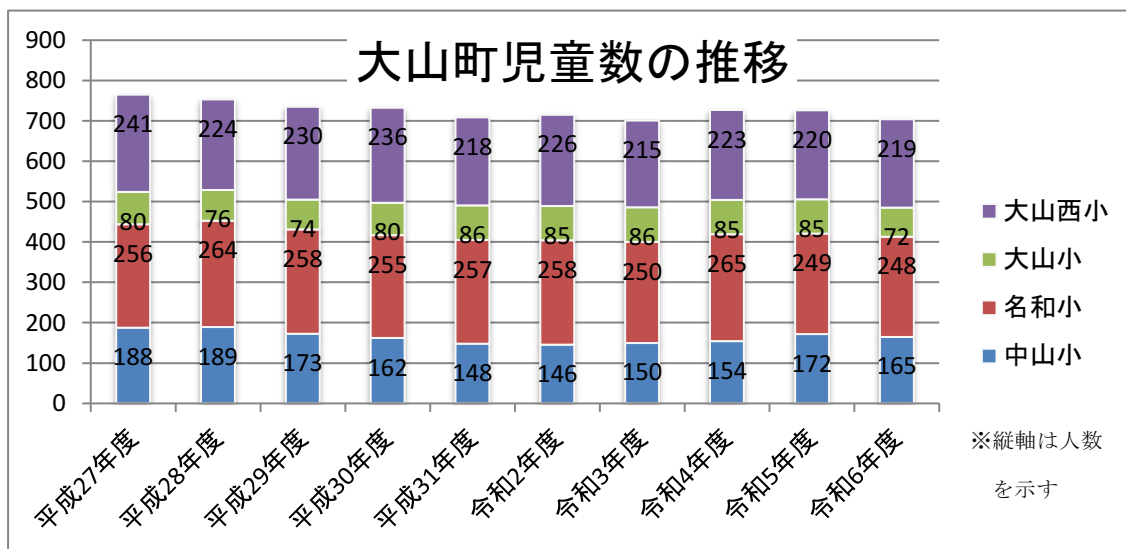
(1) 人口減少、少子高齢化の進行

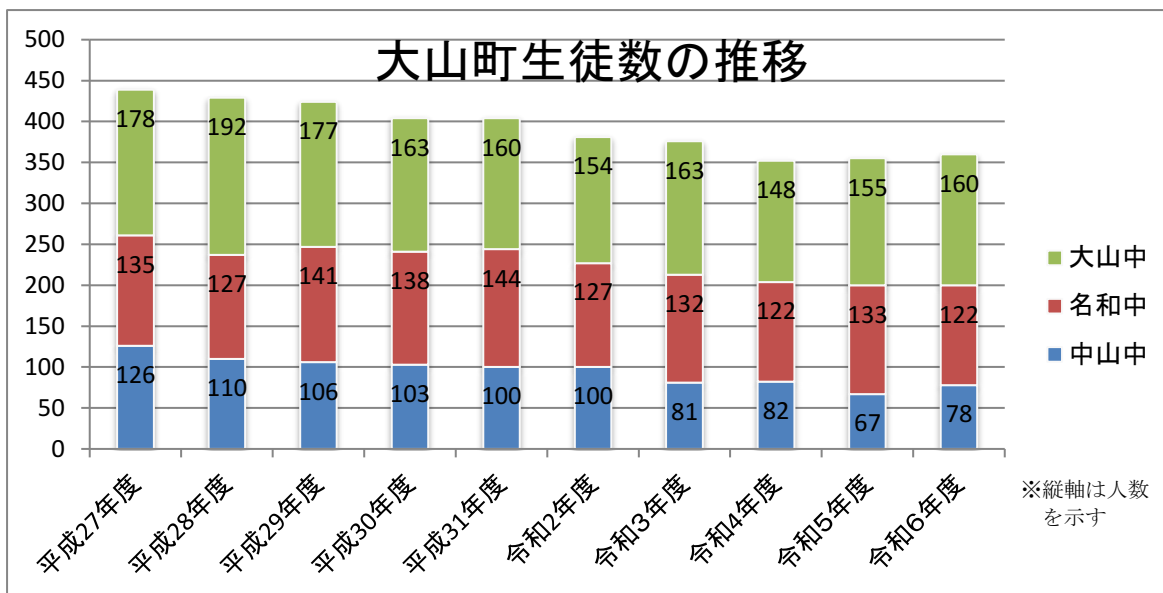
大山町の人口は、平成27年の国勢調査によると16,470人であり、65歳以上の高齢化率は年々増加する一方、少子化の進行は深刻な状況となっています。令和2年2月1日時点の人口は16,157人であり、少しずつ人口減少が続いている状態です。

町内小学校4校の児童数は、平成26年度には791人でしたが、平成31年度（令和元年度）には709人と5年間で約1割減少しています。

中学校3校の生徒数についても、平成26年度の455人から平成31年度（令和元年度）には404人と小学校と同様に約1割減少しています。

一方、社会教育分野においては、高齢化社会が進む中で、成人や高齢者が健康で生きがいを持って主体的に学び続ける生涯学習社会の充実が重要な課題となっています。





(2) 情報化社会への対応

急速に進展する情報化社会への流れの中で、本町においてもインターネットやモバイル通信等が急速に普及しています。情報の入手や通信手段の多様化などの利便性が高まる一方、子どもたちがインターネットや携帯電話、ゲーム機等を通じたトラブルに巻き込まれるなどの危険性も高まっています。

学校では、ICT 機器を活用した学習を推進するとともに、情報活用能力の育成や情報手段の活用、情報モラルを高める指導を行っていますが、さらに家庭や地域、民間企業等との連携を強めていくことが必要です。

(3) 地域コミュニティの希薄化

人口減少や少子高齢化の進展、核家族世帯の増加、ライフスタイルの変化により、地域の人々の交流が減少する傾向にあり、地域コミュニティの希薄化が指摘されています。

近年、さまざまな地域で災害が発生していますが、発生地域では地域社会の「共助」が大きな役割を担います。高齢者の見守りや生きがいつくりの面からも、子どもたちの社会性の育成や登下校時における地域ぐるみの安全体制の確保の面からも、地域コミュニティの活性化が重要です。

また、現在各学校や保育所（園）では、さまざまな場面で地域の方々に関わっていただきながら教育活動を進めています。ふるさと教育の視点を盛り込んだキャリア教育を充実させ、子どもたちが自立し、自分らしい生き方を実現することが大切です。将来にわたって大山町で暮らしたい、いつかは大山町に戻ってきたいと思えるような、ふるさと大山への誇りや愛情を子どもたちに育てていくためにも、学校・家庭・地域が連携し、これらの取組をさらに充実させていくことが必要です。

(4) 個人の価値観や町民意識の多様性

情報化社会の進展などにより、町民一人一人の価値観やライフスタイルが多様化して

いるとともに、様々な面で個性化も進んでいます。その結果、教育観や職業観をはじめ、あらゆる物事に対する意識も変化してきており、これまでの社会通念が通用しないことも増えてきています。このような社会の中で、学校生活においても、ソーシャルネットワークワーキングサービス等の発達や少子化、核家族化などによりコミュニケーション能力が不足し人間関係をうまく築けない子どもや規範意識の低い子どもなどが増えています。学校・家庭・地域がそれぞれの役割と責任を改めて自覚し、より連携を深めながら子どもたちの健全育成に努める必要があります。

(5) 教育施設の老朽化

町内には、町立の保育所（園）が5園、小学校が4校、中学校が3校、公民館が（分館も合わせて）5館、図書館が（分館も合わせて）3館、さらには、体育館や陸上競技場など多くの教育施設がありますが、老朽化が進んだ施設も多く、計画的な改修等が必要な状況です。

また、教育施設内の備品等にも長期間の使用による劣化が進んだものがあり、計画的な修理や買い替えが必要です。

(6) 大山町の財政状況と教育予算

大山町の予算は近年約 100 億円程度で推移していますが、その約半分は地方交付税で賄われています。

地方交付税の中でも町の財源の約半分を占める普通交付税については、合併算定替措置が令和元年度で終了します。自主財源がわずか3割程度しかない本町にとって、普通交付税の減額による財政運営への影響は大変大きなものです。将来にわたって持続可能な財政基盤を確立するためには、引き続き行財政改革等による財政健全化に向けた取組や行政評価を活用した事業の見直しを行い、限りある財源の効果的・効率的な行財政運営を推進していく必要があります。

また、平成31年度（令和元年度）当初予算額に対して教育費の構成比は8.9%であり、教育行政についてもこれまで以上に効率的な予算活用をしながら、本町の教育の充実を図っていくことが求められています。

3 大山町が目指す教育の姿

(1) 基本理念

大山の恵みを受けて 生き生き輝く 人づくり

これまで大山町では「大山の恵みを受け継ぎ、元気な未来を拓くまちづくり」を将来像として掲げた「大山町総合計画」を平成 18 年 6 月に策定し、まちづくりを展開して

きました。特に、教育分野においては「個が輝く教育文化～地域特性を活かし、共生する教育文化のまちづくり～」を基本理念として掲げ、取組を進めてきました。

そして、平成28年4月から第2次大山町総合計画「大山町未来づくり10年プラン」のもと、「楽しさ自給率の高いまちへ」を実現すべく、魅力あるまち、生き生きと暮らし続けることのできるまちづくりを進めています。

特に、教育・文化については、①「大山町に誇りを持つ学びを生み出すために」、②「まちの魅力語り、活かす人を増やすために」、③「だれもが自分らしさや生きがいを見出すために」という3つの柱を立てています。

これからの大山町の教育の振興においては、大山町の豊かな自然・歴史・文化・産業等の資源を“大山の恵み”と捉え、それらを活かしながら、家庭・保育所（園）・学校・地域が一体となって、子どもたちに豊かな心と健やかな体、確かな学力と学びに向かう力、ふるさと大山を愛する心を育てていくことが大切です。そして、生涯にわたって“大山の恵み”を享受しながら、人と人が豊かにつながり合い、文化活動やスポーツに親しみ、生き生きと暮らしていくことのできる人づくり、まちづくりを進めていきます。

(2) 基本目標

基本理念「大山の恵みを受けて 生き生き輝く 人づくり」を実現するため、幼児教育、学校教育、社会教育の各分野における基本目標を設定し、その目標達成に向けた各種施策を展開します。

【幼児教育】

豊かな自然環境や温かい人間関係の“恵み”を受けて、心豊かでたくましい大山の子を育てます。

- 基本的な生活習慣やマナーを守る態度などを培い、生きる力の基礎を身に付けた子どもを育てます。
- 地域の自然や人とふれ合う様々な体験を通して、豊かな感性や表現力、ふるさとを愛する心を持った子どもを育てます。
- 進んで体を動かし遊ぶたくましい体と何事にも粘り強くやり遂げる忍耐力を持った子どもを育てます。
- 進んで人と関わりながら、人の話を聞いたり自分の思いを伝えたりできる子どもを育てます。

【学校教育】

ふるさと大山を愛し、自ら学び続ける、心豊かでたくましい大山の子を育てます。

- ふるさと大山を愛し、自分も他者も大切にできる心豊かな子どもを育てます。
- 生涯にわたり進んで学び、自ら考え、判断し、表現できる確かな学力と学びに向かう力を持った子どもを育てます。
- しなやかで強い体を持った健康でたくましい子どもを育てます。

【社会教育】

生涯にわたって、生き生きと学んだりスポーツに親しんだりしながら、豊かにつながる人づくりを進めます。

- 生涯各期の学習課題や町民からの学習要求に応じた学習プログラムや教育環境を提供し、生き生きと学ぶ人づくりを進めます。
- スポーツ指導者や推進組織、スポーツ施設などの環境を整え、気軽に体力づくりやスポーツに親しむ人づくりを進めます。
- 公民館が核となり、町民が集い、交流する活発な学習活動を展開し、豊かにつながる人づくりを進めます。
- すべての町民に読書の楽しさや喜びを提供し、本のあるまちづくりを進めます。

第2章 基本計画

1 幼児教育の充実

豊かな自然環境や温かい人間関係の“恵み”を受けて、心豊かでたくましい大山の子を育てます。

(1) 保育の充実

【現状と課題】

大山町では、平成17年3月の合併当時は町立保育所が10か所設置されていましたが、園児数の減少や施設の老朽化などの課題が指摘されていました。そのような中、平成20年1月に示された「大山町教育審議会第1次答申」に基づき、保育所の再編を進めることとなり、旧町ごとに保育サービスを統合した拠点保育所を1園ずつ新設するとともに、大山地区、名和地区には小規模の保育所も1園ずつ残り、10保育所を5保育所に再編する計画が策定されました。そして、平成24年4月には「大山きゃらぼく保育園」と「中山

みどりの森保育園」を、平成 26 年 4 月には「名和さくらの丘保育園」を開園し、現在に至っています。

本町の子どもの教育に関わる課題として、平成 18 年に策定された「子ども教育振興計画」においても、次のような点が挙げられています。

- ① 基本的な生活習慣・生活リズム・マナーが定着していない子どもの増加
- ② 人の話がきちんと聞けないなど、周りとのコミュニケーションや関わりがうまく取れない子どもの増加
- ③ 体力や忍耐力が不足している子どもの増加
- ④ 食事・読書・メディア等に関する、保護者の価値観や環境・ニーズの多様化
- ⑤ 家庭や地域社会の中で子どもを育てる教育力の低下
- ⑥ 保育所・小学校・中学校・その他の関係機関の連携が不十分

本町では、これらの課題解決に向けて、保育士が様々な研修に参加する機会を増やすとともに、教育委員会等による計画訪問も実施し、保育、幼児教育の質の向上に努めてきました。また、保・小連携を一層充実するため、小学校教員の 1 日保育体験研修、保育士の 1 日小学校体験研修、小学校教員の長期社会体験研修制度を活用した 1 年間の保育所研修、保・小の交流計画の作成・実施、保・小・中合同のノーメディアの取組など、他市町村に先駆けた取組も進めてきており、成果が表れつつあります。

平成 27 年 4 月からの子ども子育て支援新制度の開始、また、大山町においては平成 29 年 9 月からの幼児教育・保育の無償化の開始などにより、早期からの入所児童も増加する傾向にありますが、それに伴って保育士や保育補助を行う職員が不足し、人員確保が難しいという現状があります。

【施策の方針】

大山町で生まれ育つ子どもたちが、豊かな自然環境や温かい人間関係の“恵み”を受けて、心身ともに健全に成長し、基本的な生活習慣や忍耐力、思いやりや協調性を身に付け、自分や周りの人、ふるさとを愛する心を持って育つよう、家庭や地域と連携した保育の取組を進めます。そして、保育所保育指針に明記されている生涯にわたる生きる力の基礎を培うため、環境をとおして養護及び教育を一体的に行い、「知識及び技能の基礎」「思考力、判断力、表現力等の基礎」「学びに向かう力、人間性等」を、遊びをとおした総合的な指導の中で一体的に育むよう努めます。

【基本施策】

① 保育内容の充実

保育所保育指針に沿った保育の展開を行うとともに、豊かな情操を育む「絵本の読み聞かせ」や体力づくりを図る「リズム運動」、言葉に対する感覚や表現する力を育む「い

きいき遊び」、国際感覚を育むためのALTによる英語活動や異文化体験、地域の人や自然とふれ合う体験活動、食育などを積極的に取り入れ、知・徳・体の基礎をバランスよく育む保育を行います。

② 保育士の資質向上

保育士の研修参加の機会を保障したり、町独自の研修を企画したりするとともに、研修体制を整備し、保育士の資質向上に努めます。

③ 保・小連携の推進

保育所（園）と小学校との連携を進める中で、保護者や地域の協力を得ながら、保育所から小学校への円滑な接続に努めるとともに、障がいのある児童への適切な就学指導や支援体制の整備を図ります。

【指標】

	取組目標
新任保育士研修	年間8回程度
年齢別担任研修	各年齢1回以上
園内研修	各保育所（園）において、年間2回以上
図書研修会	年間2回以上
小学校教員の一身体験研修	4校実施
保育士の小学校一身体験研修	各保育所（園）実施
5歳児健診後の幼児・学校教育課巡回訪問	各保育所（園）実施

(2) 子ども読書活動の推進

【現状と課題】

本町では、平成19年に「大山町子どもの読書活動推進計画」を策定し、その後も改訂を重ね、現在は平成29年3月に改訂した「第3次大山町子どもの読書活動推進計画」をもとに、関係機関が連携しながら子どもの読書活動を推進しています。特に、乳幼児期における絵本の読み聞かせは、子どもたちに豊かな情操や想像力を育むとともに親子のふれ合いを深めるきっかけとして大変重要と考え、6か月の乳児と保護者に絵本を配布するブックスタート、3歳児でのブックセカンドに加え、就学前の5～6歳児を対象としたブックサードも行い、乳幼児期から本に親しむ生活を進めています。また、図書館本館、名和分館、大山分館の3か所の図書館を整備しているほか、各保育所（園）にも絵本コーナーを整備して絵本の貸出を行うなど、乳幼児期からの読書環境の整備に努めています。今後も検証を重ねながら、家庭や地域、図書館、学校、保育所（園）などが引き続き子ども読書活動を推進していきます。

本町の取組が多く保護者に喜ばれている一方で、テレビやゲームなどが普及する今日、よく絵本を読む家庭とそうでない家庭との二極化が進んでいる傾向もうかがえます。本町では、現在、毎月9日を家読（うちどく）の日として、家庭でノーマディアなどの落ち着いた環境のもと、家族そろって読書をする家庭読書の取組を勧めています。今後も継続し

た取組と一層の保護者啓発を進めていくことが求められます。

【施策の方針】

家庭や地域、保育所（園）、子育て支援センター、図書館等が連携して読書環境を整備し、乳幼児期から子ども一人一人が読書に親しむ機会を増やし、自主的な読書習慣の定着を目指します。

【基本施策】

① 保育所（園）における読書活動の推進

保育所（園）では、子どもたちがいつでも本に親しめるよう絵本コーナーを設置するとともに、子どもたちの成長に合った本を選べるよう蔵書台帳を整備し、読書環境を整えます。また、保育士などによる絵本の読み聞かせ、保護者に向けた「えほんだより」の発行などを行い、読書活動の推進・啓発に努めます。

② 家庭・地域での読書活動の推進

乳幼児期から絵本や童話に親しむことができるよう、幼児・学校教育課、こども課、町立図書館などが連携して、ブックスタート、ブックセカンド、ブックサードの取組を継続し進めます。

③ 家読（うちどく）の推進

家読の推進により、心豊かな子どもを育てる輪を広げることに努めます。

【指標】

	数値目標（％）・取組目標
えほんだよりの発行	各保育所（園）において、年2回以上
絵本の貸し出し日の設定	各保育所（園）において、週1回以上
ブックサード実施率	100

2 学校教育の充実

ふるさと大山を愛し、自ら学び続ける、心豊かでたくましい大山の子を育てます。

(1) ふるさと大山を愛する児童・生徒の育成

【現状と課題】

本町には、美しい日本海から大山山頂までを含む豊かな自然と、大山寺をはじめとする歴史的・伝統的な文化財が数多くあり、これらは私たち町民の誇りです。

児童・生徒が本町の豊かな自然や歴史、文化などに誇りと愛着を持ち、ふるさと大山を愛する心を育てていくためには、各学校において、地域の特色を生かしながら、地域の自然や文化、人材を教育資源として積極的に活用していくことが必要であり、平成30年度

には、開山1300年祭に合わせて町内の小中学生や町民等を対象に大山検定を実施し、ふるさと大山を愛する気持ちの醸成を図りました。

児童・生徒については、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付けることが大切ですが、学校教育においても職場見学や体験活動のみのキャリア教育とならないよう、丁寧に「ふるさと教育・キャリア教育」を推進していく必要があります。

【施策の方針】

ふるさと大山に誇りを持ち、ふるさとを愛する児童・生徒を育てるために、地域の自然・文化・人材を教育資源とし、地域とつながりのある教育活動を推進します。

【基本方針】

① 地域の特色を生かした教育活動の推進

学校ごとに自然環境、文化財、人材など、地域の特色を生かした教育活動を積極的に取り入れ、生活科、社会科、理科、総合的な学習の時間、特別活動など様々な教科等の教育課程に位置付け、体験的な教育活動を推進します。また、子どもたちに将来の生活や職業などとの関連を意識させる「ふるさと・キャリア教育」を推進します。

② ふるさと教材「わたしたちの大山町」の活用

平成19年度に作成したふるさと教材「わたしたちの大山町」（小学校3・4年編、小学校5・6年編、中学校編）を定期的に改訂しながら、該当学年の全ての児童・生徒に配布しています。各学校における本教材の積極的な活用に努めます。

【指標】

全国学力・学習状況調査 (質問事項)	H31年度の肯定的回答割合(%)		肯定的回答割合(%) (数値目標)	
	小学校6年生	中学校3年生	小学校6年生	中学校3年生
今住んでいる地域の行事に参加している	75.4	60.9	80以上	65以上
地域や社会をよくするために何をすべきかを考えることがある	53.5	34.6	60以上	40以上

(2) 確かな学力の育成

【現状と課題】

本町では、平成18年から保育所を教育委員会の所管とし、「子ども教育プログラム」を策定する中で保育所と小学校が到達目標を共有し連携を進めながら、保育所から小学校への円滑な接続を進め、小1プロブレムなどの問題を解消してきました。また、町として本のあるまちづくりを推進し、学校教育においても町独自に各小・中学校に司書を配置し、司書教諭と連携しながら確かな学力の基礎となる読書活動が充実するよう取り組んでいます。

す。

児童・生徒一人一人の学力の状況を正しく把握し、実態を正確に分析するために、平成20年度から小学校3年生については国語科、算数科の2教科、小学校4年生から中学校1年生までは理科、社会科を加えた4教科、中学校2,3年生については英語科を加えた5教科の標準学力調査を実施しています。平成25年度からは4月と12月に標準学力調査を実施し、PDCAサイクルを大切にしながら学級や学年、さらには学校全体での授業改善や児童・生徒の課題改善に努めるとともに、標準学力調査の実施に合わせて、学習状況・生活行動調査やI-Check、Q-U心理検査も実施し、児童・生徒の生活状況の把握を行ってきました。

これらの調査結果によると、近年、本町児童・生徒の学力の状況は、全体的に上昇傾向にあると言えますが、中学校英語に課題が見られることや上位層の児童・生徒の割合が少ないこと、家庭学習の時間が全国や県と比較して短いといった傾向も見られます。

こうした状況の背景には、少子化や核家族化が進む中で、共働き家庭が増加していることや保護者の帰宅まで子どもだけで過ごす家庭も増加していること、子どもの遊びがテレビやゲーム、インターネットなどに依存していることなどが考えられます。

今後は、基礎的・基本的な知識・技能を活用して課題を解決する思考力・判断力・表現力等を身に付けた子どもたちを育成していくことや学びを人生や社会に生かそうとする力の育成、そして自ら進んで学ぶ学習習慣の確立に向けた取組が必要です。

【施策の方針】

保・小・中連携による学力向上の取組を進める中で、子どもたちが力強く生きていくために、主体的に学び、多様な人々との協働を通じて課題を解決し、未来を創造する力を育むことができるよう、「主体的・対話的で深い学び」に向けた授業改善を図り、生きて働く知識・技能や確かな学力、学びに向かう力を育成します。

【基本施策】

① 保・小・中連携による学力向上

町独自に実施している小・中連携学力向上推進事業を中心として、中学校区ごとに地域の児童・生徒の現状や課題、目指す子ども像を共有するとともに、合同の授業研究会や共通実践を行うことで、保・小・中で一貫した継続性のある指導を行い、生きて働く「知識及び技能」、未知の状況にも対応できる「思考力、判断力、表現力等」、学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力、人間性等」の三つの資質・能力を育成します。また、児童・生徒が相互に交流する学習活動や自主的・自発的な活動を積極的に推進することで、児童・生徒の自尊感情を高め、自ら学ぼうとする意欲を高めます。

② きめ細やかな指導の充実

県と連携しながら、小学校1,2年生の30人以下学級、3~6年生の35人以下学級、中学校1年生の33人以下学級、2,3年生の35人以下学級を実現します。また、町独自に学習支援員を配置し、特別な支援を要する児童・生徒へのきめ細やかな指導を行います。そして、ICT機器を活用することで、児童・生徒が視覚的にも分かりやすい

授業づくりを目指します。

③ 家庭学習の充実

児童・生徒が自分の力で家庭学習に取り組むための手掛かりとなることを意図して、平成25年度から「家庭学習の手引き」を作成し、全ての児童・生徒に配布しています。令和2年度からは、小学校版と中学校版に分けて配布するとともに、中学校版については、より成果が出た家庭学習の方法を体験レポートという形で掲載し、中学生が家庭学習に取り組みやすい工夫をします。各学校では、家庭と連携をし、家庭学習の手引きの活用も含めて家庭学習についての指導を行い、学習習慣の充実に努めます。

④ 図書館教育の充実

町独自に各小・中学校に司書を配置し、司書教諭と連携しながら、引き続き蔵書管理や図書館環境の整備、児童・生徒の読書活動の推進や学習支援のためのレファレンスの充実など、「読書センター」及び「学習情報センター」としての機能の充実に努めます。

⑤ 外国語教育の充実

A L Tを各小・中学校に配置し、教職員と連携を図りながら外国語教育を充実させることで、言語や文化に対する理解を深めるとともに、積極的に外国語を用いてコミュニケーションを図る態度や聞くこと、読むこと、書くことなどのコミュニケーション能力の基礎を養います。

【指標】

全国学力・ 学習状況調査	H31年度平均正答率(%) (全国との比較)		数値目標(%)	
	小学校6年生	中学校3年生	小学校6年生	中学校3年生
国語	+2.2	+3.2	全国平均+5以上	全国平均+5以上
算数・数学	+3.4	-1.8	全国平均+5以上	全国平均+3以上

標準学力調査	H31年度平均正答率(%) (全国との比較)	数値目標(%)
	中学校3年生	中学校3年生
英語	-3.8	全国平均+3以上

全国学力・学習状況調査(質問事項)	H31年度の割合(%)		数値目標(%)	
	小学校 6年生	中学校 3年生	小学校 6年生	中学校 3年生
学校の授業時間以外に、普段(月～金曜日)、1日当たりどれくらいの時間、勉強をしていますか(学習塾で勉強している時間や家庭教師に教わっている時間も含む)	12.3 (30分より 少ない割合)	45.1 (1時間より 少ない割合)	7以下 (30分より 少ない割合)	30以下 (1時間より 少ない割合)
学校の授業時間以外に、普段(月～金曜日)、1日当たりどれくらいの時間、読書をしていますか(教科書や参考書、漫画や雑誌は除く)	16.7 (全く読書を しない割合)	26.3 (全く読書を しない割合)	10以下 (全く読書を しない割合)	15以下 (全く読書を しない割合)

昼休みや放課後、学校が休みの日に、本（教科書や参考書、漫画や雑誌は除く）を読んだり、借りたりするために、学校図書館・学校図書室や地域の図書館にどれくらいいきますか。	24.6 (ほとんど、または、全く行かない割合)	42.9 (ほとんど、または、全く行かない割合)	10以下 (ほとんど、または、全く行かない割合)	30以下 (ほとんど、または、全く行かない割合)
--	-----------------------------	-----------------------------	-----------------------------	-----------------------------

(3) 豊かな心の育成

【現状と課題】

近年、生命の大切さや他人を思いやる心、善悪の判断などの規範意識や公共心の低下が指摘されています。このような中、子どもたちの豊かな人間性や社会性を育むために、子どもたちの発達段階に応じた心に響く道徳教育や人権教育の充実などがますます重要になっています。本町でも、平成31年度に実施した全国学力・学習状況調査の質問紙において、「人が困っているときは進んで助けている」「人の役に立つ人間になりたいと思う」などの質問項目では、児童・生徒とも全国平均値と比較し肯定的回答割合が低い傾向が見られます。

今後、学校・家庭・地域の連携強化を図り、世代を超えた交流や豊かな体験活動、授業内容の充実を図っていくことで、子どもたちの豊かな心や道徳性を地域社会全体で高めていく取組を推進していく必要があります。

【施策の方針】

豊かな体験活動を通して、感動する心や思いやりの心など豊かな心を育成するとともに、規範意識を向上させ、自他の権利や生命を尊重する行動ができる児童・生徒を育成します。

【指標】

全国学力・学習状況調査 (質問事項)	H31年度の肯定的回答割合(%)		肯定的回答割合(%) (数値目標)	
	小学校6年生	中学校3年生	小学校6年生	中学校3年生
人困っているときは、進んで助けている	83.3	82.7	90以上	90以上
人の役に立つ人間になりたいと思う	95.6	95.7	97以上	97以上

【基本施策】

① 人権教育の充実

人権教育の全体計画に基づき、学校の教育活動全体を通して、子どもたちの自尊感情を育むとともに、自他の人権を尊重しようとする意欲と実践力を育成します。

② 道徳教育の充実

小学校では平成30年度から、中学校では令和元年度から始まっている「特別の教科道徳」ともない、自立心や自律心、自他の生命を尊重する心、基本的な生活習慣や規範意識、社会の形成に主体的に参画する態度などの道徳性を養う教育を推進します。

そのためにも、保護者や地域との連携を深め、子どもたちの道徳性を地域社会全体で高めていく必要があります。

③ 豊かな体験活動の推進

各学校の実情に応じ、各教科や総合的な学習の時間、特別活動の特質に応じた体験活動を重視するとともに、家庭や地域社会と連携しつつ体系的・継続的に実施できるよう工夫します。さらには公民館と連携した通学合宿など多様な教育活動や地域社会の行事への参加を通じて、自然体験、社会体験、ボランティア体験、異学年や高齢者との交流活動などの体験的・実践的活動を推進し、子どもたちの豊かな感性や情操を育みます。

(4) 健やかな体の育成

【現状と課題】

生涯にわたり心身ともに健康で、活力ある生活を送るためには、幼少期のころから主体的にスポーツに親しむ習慣を身に付け、基礎的な体力を養うとともに、望ましい食生活など健康的な生活習慣を形成することが大切です。

本町の子どもたちの体力・運動能力の状況は、平成30年度の体力・運動能力、運動習慣等調査の結果を見ると、多くの学年・種目で、全国平均、県平均を下回っているという現状にあり、特に小学校高学年・中学校の女子においてその傾向が顕著です。

少子化、過疎化が進む本町においては、学校統合などによって通学距離が長くなったことから、多くの児童・生徒がスクールバスによる登下校をしており、日常的に歩く機会が少なくなっていることなども体力・運動能力が低下している要因の一つとして考えられます。

また、地域で子ども同士が集まって外遊びをする機会が少なくなってきており、家庭でテレビやビデオ・DVDを見たり、ゲームやインターネットをしたりして過ごす時間が長くなっているという生活状況も関係していると考えられます。

さらに、スポーツ少年団やスポーツクラブ、中学校の運動部に所属し、特定の運動種目に熱心に取り組む児童・生徒がいる反面、日常的にほとんど運動をしないという児童・生徒もあり、二極化が進んでいる傾向も見られます。

子どもたちの心身の調和的発達を図るためには、運動を通して体力向上の取組を工夫するとともに、食育の推進を通して望ましい食習慣を身に付けるなど、健康的な生活習慣を形成することが必要です。

【施策の方針】

生涯にわたってスポーツに親しみ、健やかな体を育成するとともに、健康で安全な生活を送ることができる子どもたちを育成します。

【基本施策】

① 学校体育等及び運動部活動の充実

基礎的・基本的な体力・運動能力を身に付け、健康で安全な生活の実現を目指す

もに生涯にわたってスポーツに親しむ習慣を育むために、育てたい力を明確にしながらスポーツの楽しさを体感できる保健体育学習の推進に努めます。また、中学校においては、部活動指導員や外部指導者の活用等も行いながら運動部活動の充実に努めます。

② 健康・安全教育の推進

感染症やアレルギー疾患など、児童・生徒の健康に関する問題が複雑化・多様化していることから、児童・生徒の発達段階を考慮して、保健体育科、技術・家庭科及び特別活動の時間はもとより、道徳科及び総合的な学習の時間などにおいて、食育の推進を図るとともに、生活習慣病など病気の予防に関する教育や喫煙、飲酒、薬物乱用防止教育、交通事故等によるけがの防止に関する教育、身の回りの生活の安全や防災に関する教育などについて、関係機関や家庭と連携して取り組み、健康な体づくりを進めます。

【指標】

全国体力・運動能力調査	H31 年度の小学校5年生 (%)		H31 年度の中学校2年生 (%)		数値目標 (%)			
	男子	女子	男子	女子	男子	女子	男子	女子
総合判定 (A~E の5段階) が、A または B の割合	53.6	50.8	33.4	63.3	55 以上	55 以上	40 以上	65 以上
運動が好きだと回答した肯定的回答割合	96.6	75.8	88.4	82	98 以上	80 以上	90 以上	85 以上
朝食を毎日食べると回答した割合	86	79	80	71	90 以上	90 以上	85 以上	85 以上

(5) 生徒指導の充実

【現状と課題】

本町における不登校を含む30日以上長期欠席児童・生徒の出現率は、平成30年度末は小学校2.17%、中学校5.42%であり、ここ数年、特に中学校において大変高い状況が続いています。その背景には、不安定な家庭の状況や人間関係を築くことの苦手な児童・生徒の増加、なかなか学習に意欲を持っていない児童・生徒の増加など様々な状況があります。

平成29年3月の「いじめ防止対策推進法」の改定を受け、本町では平成30年4月に「大山町いじめの防止等のための基本的な方針」を改定しました。「いじめが起きることは恥ではないが、それを見逃すことは恥である」という考えのもと、地域や学校の実情に応じた内容に見直し、いじめ防止はもとより、早期発見、早期対応に努めています。

そのほかにも、各学校では、分かる授業づくりや道徳教育の充実、人権教育等を通じた仲間づくりなどに積極的に取り組みながら、自己指導能力の向上を図り、児童・生徒一人一人の健全な成長に努めてきました。しかし、子どもたちを取り巻く社会環境は決して改善されたわけではなく、近年では、ゲーム機やスマートフォンなどの普及に伴いインターネットを介したトラブルが増加しており、全国的には犯罪に巻き込まれる子どもたちも増加しています。保護者への啓発も含め、引き続き関係機関が連携を強めながら、取組を進

めていく必要があります。

【施策の方針】

一人一人の児童・生徒の人格を尊重し、個性の伸長を図りながら、社会的資質や行動力を育成し、健全な成長に努める。

【指標】

長期欠席児童・生徒数	H30年度末（％）		数値目標（％）	
	小学校	中学校	小学校	中学校
出現率	2	5	1以下	3以下

全国学力・学習状況調査 （質問事項）	H31年度の肯定的回答割合（％）		肯定的回答割合（％）（数値目標）	
	小学校6年生	中学校3年生	小学校6年生	中学校3年生
自分には、よいところがあると思う	80.7	68.7	85以上	75以上
いじめは、どんな理由があってもいけないことだと思う	98.3	96.2	100	100

【基本施策】

① 不登校の未然防止と早期対応

学校と教育支援センター寺子屋、スクールソーシャルワーカー、関係機関が連携を取りながら、不登校の未然防止と早期対応に努めます。また、不登校傾向の児童・生徒に対して、学校組織としてきめ細やかな支援を行います。

② いじめの防止

いじめは許されない人権侵害であるという共通認識のもと、各学校の「いじめ防止基本方針」に基づき、いじめの防止、早期発見、早期対応に努めます。

③ インターネットに関わるトラブルの防止

インターネットを使う場合のマナーや情報モラルの指導、インターネットに関わる様々なトラブルの危険性などについての学習を充実します。また、家庭におけるルールづくりなど保護者啓発にも努めます。

④ 自己指導能力の向上

日々の授業はもとより、学校生活の様々な場面で、児童・生徒の自己決定の場、共感的人間関係づくり、自己存在感・自己有用感を育む教育活動に努め、児童・生徒の自己指導能力の向上に努めます。

(6) 特別支援教育の充実

【現状と課題】

近年、発達障がいを含む障がいのある児童・生徒の割合が増加傾向にあり、鳥取県では、平成20年度の小・中学校特別支援学級在籍の児童・生徒数は794人でしたが、平成30年度には1675人に増加しています。

令和元年度現在、本町においては、特別支援学級が4小学校で8学級、3中学校で6学級設置されており、小学校児童18名、中学校生徒19名が在籍しています。また、通常学級に在籍する児童・生徒の中には、通級指導教室に通いながら、指導を受けている小学校児童が17名、中学校生徒が11名います。さらに、それ以外にも特別な支援を要する児童・生徒があり、一人一人に対応した適切な支援が求められています。

各学校においては、状況に応じて支援会議を開いたり、医療機関などの関係機関と連携を図ったりしながら、個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成し計画的・継続的な支援を行っています。

また、これらの特別な支援を要する児童・生徒に対応するため、町独自に学習支援員を配置しています。

児童・生徒一人一人の教育的ニーズに応じた「多様な学びの場」の整備、合理的な配慮の提供、適切な就学指導や個に応じたきめ細やかな支援について、教職員の研修、保護者や地域社会への啓発等を一層進めるとともに、教育環境の整備などにも努めていく必要があります。

【施策の方針】

一人一人の特性に応じた指導・支援を工夫し、個々の児童・生徒の可能性を最大限伸ばします。

【基本施策】

① 特別支援教育に関する教職員の研修の充実

多様化・複雑化する児童・生徒の障がいについて、それぞれに応じた適切な支援を充実させるため、県教育委員会や特別支援学校のセンター的機能を活用するなどして各学校における校内研修を推進するとともに、町主催の研修会や西部町村教育委員会と連携を図りながら西部町村合同研修会などを開催し、教職員の特別支援教育への理解を深めます。

② 就学支援体制の充実

幼児・学校教育課と健康対策課、こども課、学校が連携し、保育所（園）段階からの適切な就学指導や就学支援を行うとともに、保・小・中の連携を通じて将来の進路を見据えた適切な就学指導に努めます。また、保護者や学校の求めに応じて、医師を含む関係機関等の専門的知識のある委員による「大山町就学支援会議」を随時開催できる就学支援体制を整えます。

③ 特別支援教育啓発活動の推進

特別支援教育に対する正しい知識や理解が得られるよう、児童・生徒をはじめ、保護者、地域社会への啓発活動を推進します。

【指標】

	数値目標・取組目標（％）
学習支援員の配置	各学校 1 名以上
特別支援教育研修会	町全体で 1 回以上
個別の教育支援計画・個別の指導計画の作成率 （特別支援学級、通級指導教室の児童・生徒）	100

(7) 教育環境の整備・充実

【現状と課題】

大山町内の4小学校と3中学校のうち3小学校と2中学校の5校は建築されて40年以上経過していますが、これまでに耐震補強を終え、耐震化率は100%を達成しています。3小学校については、耐震補強と合わせて大規模改修も行っています。2中学校については、外壁工事等の全面的な改修工事を行いました。残る1中学校は老朽化が進んでいます。空調設備については、国の交付金を活用して全学校・全普通教室に設置することで学習環境を改善しました。しかし、校舎や体育館の照明器具のLED化や政府の掲げるGIGAスクール構想など環境が大きく変わっていく中で、それぞれの学校の状況に応じた安全で質の高い教育環境を整備していくことが求められます。

【施策の方針】

児童・生徒の安全・安心を確保し、より良い教育環境の整備を進めます。

【基本施策】

① 学校施設の改修の推進

児童・生徒が安全な学校施設で、多様な学習に対応できる教育環境を整備するため、ICT環境の整備や施設の改修を計画的に実施します。

【指標】

	数値目標（％）・取組目標
施設ごとの長寿命化計画の策定	100
ICT環境整備	ICT機器を活用した授業を実施した教員割合 100

(8) 学校給食の充実及び食育の推進

【現状と課題】

今日、国内全般に見れば生活水準が向上し、食生活も豊かになりましたが、一方で、不規則な生活や偏った食事内容からくる栄養の不均衡も見られます。また、栄養の偏りに加えて運動不足等の要因も重なり、肥満、貧血などの健康被害が小・中学校の時期から問題となっています。また、食物アレルギーのある児童・生徒の増加、ノロウィルスなどによる食中毒の問題など食を取り巻く課題は多様化しています。

学校給食は、これらの様々な課題を踏まえながら、安心・安全でおいしく、バランスのとれた給食を提供することに加え、生涯を通じて健康な食生活に関する理解を深めていくこと、食事のルールやマナーを身に付けることなど、重要な意義や役割を果たしています。

本町では、平成21年度から調理業務を民間事業者に委託し、2つの給食センターと2校の自校調理場において、給食を調理、提供しています。また、平成30年3月に「大山町立小中学校における食物アレルギー等への個別対応マニュアル」を作成し、保護者と学校、医療機関等で丁寧に個別対応をしています。そして、安全・安心への一層の配慮はもとより、地産地消率の向上にも努力し、できる限り町内産の食材の使用に心がけています。

また、学校での食育を充実させることにより、食に対する正しい知識や望ましい食習慣を習得させ、自分の食生活に活かすとともに、食べ物への感謝の心を大切にするような児童・生徒の育成が求められています。

【施策の方針】

安心・安全でおいしい学校給食の提供に努めます。また、第2次大山町食育推進計画（令和元年度末終了）、そして、第2次大山町総合計画を参酌した食育を推進し、児童・生徒が自ら健やかな体を作ることに関心を持ち、積極的に健康や食生活に関わる能力を育成します。

【指標】

	現況値（％）	数値目標（％）・取組目標
学校給食異物混入件数	—	0件
平成31年度末「食に関する指導に係る全体計画」作成率	85	100
平成30年度学校給食地産地消率	86	100

【基本施策】

① 学校給食施設の整備と衛生管理の徹底

学校給食施設や設備等の老朽化に対し、適宜改修等を行うとともに適正管理を行い、事故防止や衛生管理の徹底を図ります。また、給食調理に携わる職員や事業者への指導を徹底し安全で安心な学校給食の提供に努めます。

② 学校給食の充実

郷土料理や伝統料理など古くから伝わる食文化の継承にも配慮しながら、栄養バランスのとれた、おいしい学校給食の提供を目指します。また、地産地消に努め、地元の新鮮で低農薬の食材を使用した安全で安心な給食の提供にも努めます。

③ 地域全体で取り組む食育の推進

生活科、家庭科、総合的な学習の時間、特別活動等における食に関する指導はもとより、「第2次大山町食育推進計画」を参酌し、家庭や地域と連携した食育を推進します。

(9) 教職員の資質向上

【現状と課題】

児童・生徒の成長や発達、人間形成に大きな影響を与える教職員には、教育者としての使命感や倫理観、幅広い専門的知識や豊かな教養、そして、それらに基づく実践的な指導力が求められます。また、社会の変化や保護者の価値観の多様化といった今日的課題に的確に対応していく力も必要になってきています。

一方で、鳥取県内における教職員は、大量退職・大量採用の時期を迎えており、若手やミドルリーダーの育成、学校リーダー育成等を中長期的な視点で行い、様々な教育ニーズや課題に対して、迅速かつ適切に対応することができる教職員の資質や指導力の向上を図っていくことが喫緊の課題です。

本町では、各学校の授業研究への支援を行うとともに中学校区での学力向上への支援を行いながら、小・中学校が連携した授業研究を推進しています。また、小・中学校教職員によって構成される町教育振興会を支援し、中学校区ごとや教科・領域ごとなどに教職員が互いに学び合う研修を推進しています。

教職員の多忙化を改善するとともに、今後も時代の教育課題を見据えた、効果的・効率的な研修の機会を作っていくことが求められます。

【施策の方針】

教職員が互いに学び合う機会を充実し、様々な教育ニーズや課題に対して、迅速かつ適切に対応することができる指導力に優れた信頼される教職員を育成するとともに、資質向上に向けた効果的な研修を推進します。

【基本施策】

① 研究授業や公開授業の促進

各学校の研究授業や公開授業について、学校からの求めに応じ指導主事を派遣し、指導・助言を行います。また、小・中学校が連携した中学校区ごとの学力向上の取組への支援を行い、小・中学校合同の授業研究の取組を推進します。

② 教職員研修の充実

教頭研修、中堅教員研修、初任者研修など、それぞれのキャリアに応じた研修を行いながら人材育成に努めるとともに、町教育振興会を中心に道徳教育研修、特別支援教育研修、特別活動研修、外国語・外国語活動研修など今日的な教育課題への対応力を高めるための研修等も実施します。

③ 学校における働き方改革の推進

教職員が一人一人の子どもたちの指導に専念できる環境を整え、教職員の心身の健康保持に努め、長時間勤務者の解消、時間外業務の削減、年次有給休暇取得率の向上のための取組を進めます。

【指標】

	取組目標
授業研究会・授業公開の実施	各学校 3 回以上
教職員の勤務時間削減	1 か月の時間外勤務の総時間を 45 時間以内とする（特例的に扱いを除く）
教職員の年次有給休暇取得の促進	全教職員の年次有給休暇 5 日以上取得

3 社会教育の充実

生涯にわたって、生き生きと学んだりスポーツに親しんだりしながら、豊かにつながる人づくりを進めます。

(1) 公民館と「地域自主組織」の連携・協力したコミュニティ活動の推進

【現状と課題】

本町では、中山、名和、大山の旧町地区単位に設置された中山公民館、名和公民館、大山公民館の3館と旧大山町地区内の大山地区と高麗地区にそれぞれ分館があり、計5つの公民館で様々な教室や講座を開設して町民の生涯学習を支援しています。

公民館は、地域住民にとって身近な施設である必要がありますが、高齢化の進行に伴う交通手段の問題など、積極的な利用が難しい利用者も増加することが考えられ、利用者の固定化などの課題もあります。

現在、旧小学校区ごとに地域自主組織が設立されており、各地域自主組織がそれぞれの地域の実情に即した様々な取組を進めています。

公民館は、集落支援員や地域自主組織と連携・協力、また地域における役割分担をしながら、住民の多様なニーズに応じた学習環境を醸成し、コミュニティ活動の支援を推進していくことが求められています。

特に、旧小学校区に設置されている大山分館・高麗分館については、地域における公民館分館のあり方について、地域住民や地域自主組織とともに協議・検討していくことが求められています。

【施策の方針】

公民館が社会教育の拠点として、町民の生涯学習を支援するとともに、地域住民のネットワークづくりの拠点としての役割を担い、各地域住民の自主的な活動や地域自主組織との連携・協力により、地域コミュニティ活動の支援を推進していきます。

【基本施策】

① 地域住民が集う場の提供

公民館が地域コミュニティ形成の拠点としての役割を果たし、誰もが気軽に立ち寄り、

情報交換や交流ができる場となるように努めます。

② 集落支援員・地域自主組織との連携

地域の町づくりを支援する「集落支援員」制度を活用し、公民館が集落支援員や地域自主組織と一層の連携を図るとともに、役割分担をしながら地域コミュニティ活動の支援を推進します。

【指標】

	取組目標
公民館と地域自主組織が連携して地域課題を対象にした講座等の事業	年間 3 事業以上（各公民館）
全地区（旧校区）での運動会等の実施	10 地区

(2) 生涯学習環境の充実

【現状と課題】

生涯学習は、生涯の各ステージにわたり、あらゆる学習の場や機会を利用して、自分に適した手段や方法で自発的に行う学習活動です。本町では、公民館や図書館を拠点として、講座、教室など様々な学習機会の提供を行っています。

公民館においては、地域課題や現代的課題の啓発、興味や関心を共有する仲間づくりにつながることを目的とした講座等を実施し、継続的な学習や交流の場を形成することに努めています。また、中山中学校の空き教室を活用して、週1日、大人を対象とした教科学習を行う「大山カレッジ」を開設し、学び直しの機会を提供する取組も行っています。

図書館においては、中山地区の町立図書館を本館とし、名和公民館と大山公民館の館内に図書館分館を設置するとともに、3館が有機的に結びついて身近に本のあるまちづくりを推進しています。また、図書館では、小学校や保育所など関係機関と連携を深め、図書の貸出業務や図書巡回活動、スタンプラリー、読み聞かせ会など様々な企画を工夫し、読書活動の推進に努めるとともに実生活に役立つことを調べたり、学んだりすることの支援にも努めています。公民館内に設置されている2つの図書館分館については、公民館の閉館時刻に合わせて開館しており、町民が図書に親しみやすい環境づくりに寄与しています。さらに、読書ボランティアを支援するために「読み聞かせボランティア養成講座」を実施しています。

生涯学習は、学習者の自発的な意思に基づくものであり、教育行政の立場としては、学習の場や機会を提供することを通じて、町民の自発的な学習活動をいかに図っていくかということを重視していく必要があります。

これまで続けてきた講座や教室について、活動の輪を一層広げていくとともに、新たなニーズに応じた講座や教室を開発していくことも求められます。

【施策の方針】

生涯にわたって、いつでも、どこでも、誰もが主体的に幅広い生涯学習の機会を享受で

きる学習環境の整備を図るとともに、町民や学校等の多様なニーズに応じた学習機会を提供し、町民一人一人の心豊かな暮らしの実現を目指します。

【基本施策】

① 施設環境の整備

老朽化した公民館等の社会教育施設について、計画的な改修等を行いながら、安全で快適な学習環境の醸成に努めます。

② 学習ニーズに応じた学習情報や学習機会の提供

社会教育委員や公民館運営審議会委員の意見をうかがいながら、地域住民の学習ニーズを的確に把握して講座や教室の開設を行い、目的に応じた学習機会の提供に努めます。

そして、生涯学習人材バンクの制度を見直し、学校のふるさとキャリア教育と結ぶ体制づくりや学びたい人に対して各講座・教室の活動状況の広報を行うなどの学習情報の提供に努めます。

また、グローバル化が急速に進展する中で、外国語によるコミュニケーション能力は、今後生涯にわたる様々な場面で必要とされることが想定されます。子どもから大人まで、様々な年齢層の人々が外国語に親しむことができるよう学習機会の提供に努めます。

③ 生涯学習の意識啓発

生涯学習の重要性について、啓発に努めるとともに、学習希望者に対する働きかけと支援を行うなど、生涯にわたる学習機会の充実を図ります。

④ 図書館機能の充実

町民や学校等の多様な学習ニーズに応えるため、図書や設備の一層の充実に努めるとともに、本館と分館、県立図書館等とのネットワークを活かしながら、利用者へのサービス向上に努めます。また、司書の研修等による資質向上を図り、学習ニーズに応えるレファレンス力の向上に努めます。

【指標】

	数値目標 (%)・取組目標
公民館利用者の増加	10%増加
生涯学習人材バンクの利用者数	年間 5 件以上
教室・講座の参加者数の増加	10%増加
自主サークルの発足支援	年間 2 団体増加
活動成果発表会（公民館祭等）参加者数	20%増加
図書館の利用者登録数の増加	年間 10,500 人（H30 実績 10,356 人）
人口 1 人当たりの図書資料貸出冊数	年間一人 4.5 冊（H30 実績一人 3.8 冊）
図書館の館外出張貸出の回数	年間 3 回以上
図書館関係職員の専門業務研修会参加	各司書 2 回以上
読書ボランティアの登録人数の増加	20%増加

(3) 地域スポーツ活動の充実

【現状と課題】

近年、少子高齢化、情報化などが急速に進む中で、私たちの生活様式は大きく変化しています。また、生活の利便性による身体活動の機会の減少、人間関係の希薄化に伴うコミュニケーションの複雑化による精神的ストレスの増大など、人々が心身ともに健康で活力のある生活を営んでいくことが困難になってきています。

このような中、スポーツは身体の健康の保持増進や体力の維持向上への効果が期待できるとともに、身体を動かすことにより、爽快感、達成感、連帯感といった精神的な充足を与えます。

本町では、体育協会が主催する各種のスポーツ大会や旧小学校区ごとの実行委員会が主催する運動会やレクリエーション大会などが開催されており、行政がそれを支援する形で、町民の運動やスポーツを推進してきました。また、平成 22 年に総合型地域スポーツクラブ「スポーツしゅい大山」を設立し、ウォーキングやボウリング、ラージボール卓球などの種目を中心に生涯スポーツの推進を図っています。しかし、参加者は限定的であり、その広がりはまだ十分とは言えません。

小・中学生については、大山町スポーツ少年団を組織し、種目ごとのスポーツ少年団活動を支援しています。

一方、町内には、体育館や農業者トレーニングセンター等の屋内運動場や野球場、グラウンドといった社会体育施設を有するとともに、全天候型の陸上競技場や天然芝、人工芝のコートを備えたサッカー場も保有しています。中には老朽化が進み、改修等、今後の管理が課題となっている施設もあります。

今後は、日常的に運動やスポーツに親しむ町民が増えるよう、生涯スポーツの一層の推進を図るとともに、計画的な施設の改修等を進め、スポーツを行う環境の整備にも努める必要があります。

【施策の方針】

それぞれの体力や年齢、技術、興味、目的に応じて、いつでも、どこでも、誰もがスポーツに親しむことのできる生涯スポーツ社会の実現を目指すとともに、社会体育施設の整備に努めます。

【基本施策】

① スポーツ少年団の育成・支援

スポーツ活動を通して交流を深めながら、スポーツの振興と青少年の健全育成を進めます。また、スポーツ少年団の指導者養成のため、研修会への派遣等を行います。

② 大山町体育協会の育成・支援

町民へのスポーツ機会の提供を図るため、体育協会の育成・支援を行いながら各種競技大会を開催し、スポーツの技術向上と健康・体力づくり、町民相互の親睦・交流を図ります。

③ 総合型地域スポーツクラブ「スポーツしゅい大山」への支援

町内で活動する総合型地域スポーツクラブ「スポーツしょい大山」の自立した運営を支援し、教室の拡充や会員数の増加に取り組むなど、広く町民へのスポーツ振興と健康・体力づくりを進めます。

④ スポーツ大会の開催

各種の町スポーツ大会を開催し、町内のスポーツ愛好者の交流を促進します。

⑤ スポーツ人口の増加・促進

スポーツ庁が東京 2020 オリンピック・パラリンピックのレガシーとして提唱している、多くの人々がスポーツを楽しめる社会を目指す考え方（「Sport in Life プロジェクト」）に基づき、生活の中にスポーツが取り込まれ、スポーツを行うことが生活習慣の一部になっている姿を目指し、町民のスポーツ人口の拡大に努めます。

⑥ 社会体育施設の管理

指定管理者制度を導入して管理・運営している町の主要なスポーツ施設については、引き続き、指定管理者制度の効果的な活用を図ります。町及び指定管理者が連携して各種社会体育施設の管理や利活用の促進に努めるとともに、適切な改修等を行います。

【指標】

	数値目標（％）・取組目標
団員数の増加	10%増加
スポーツイベントの参加率	20%増加
施設利用者数	20%増加
ニュースポーツ普及教室等の参加者数	20%増加
スポーツしょい大山の会員数	会員数 150 人

(4) 家庭教育の充実

【現状と課題】

家庭は、愛情や信頼関係を基盤に子どもの情緒の安定と成長を図ると同時に、言葉や生活習慣、規範意識など、人間が社会の中で生きていく力の基礎を育むとても大切な場です。しかし、核家族化、少子化など家庭を取り巻く状況の変化に伴い、親の過保護や過干渉、放任、児童虐待といった問題が発生し、子どもたちの心身の健全な成長を促す教育力が十分に発揮されなくなっている家庭が増えつつあります。

本町においても、様々な課題を抱える家庭があり、児童の保護や見守りを要する事案も報告されています。また、子育てに関する相談件数も多く、悩みながら孤独な子育てをしている方も少なくありません。

このような中、本町では、各保育所（園）保護者、小・中学校 PTA 等と連携し、家庭教育講演会を開催するなどの支援を行っています。

今後もこれらの取組を継続するとともに、社会環境の変化や本町の課題を捉えながら、家庭の教育力を高めるための施策を進めていくことが求められます。

【施策の方針】

保育所（園）愛育会、小・中学校 PTA、関係機関等との連携を図りながら、家庭教育に関する情報や学習機会の提供、相談体制の充実を通して、家庭の教育機能の向上に努めます。

【基本施策】

① 家庭教育力の向上・啓発

町主催で家庭教育講演会を開催するほか、小・中学校 PTA など各種団体が主催する家庭教育研修会等を支援しながら、保護者同士のつながりづくりを進めるとともに、家庭教育の啓発活動を推進します。

② 家庭教育相談の充実

スクールカウンセラーや寺子屋教育相談員、関係機関等と連携し、育児や子育てに関すること、学校教育や不登校に関することなど、発達の段階に応じた家庭教育に関する多様な相談に応じ、課題解決に向けたアドバイスや支援を行います。

【指標】

	数値目標（％）・取組目標
講座等の開催回数	年間2回以上
講座等の参加者数の拡大	10%増加

(5) 青少年の健全育成

【現状と課題】

青少年を取り巻く社会環境の変化は著しく、青少年による凶悪事件、学校におけるいじめや不登校などの問題、児童虐待、さらにはインターネットを通じての誹謗中傷や個人情報の流出など、子どもが巻き込まれる事件等が相次いで報道され、青少年に関わる問題は深刻さを増しています。

本町を含め近隣の市町村では、不審者事案等の報告が頻繁に届いている状況があります。また、近年では、携帯電話やスマートフォンなどの普及によりインターネットを介した様々なトラブル等が報告されており、児童・生徒、保護者への教育や啓発が喫緊の課題となっています。

本町では合併後の平成 17 年 7 月に「青少年育成大山町民会議」を設立し、会員や保護者向け研修会の開催や講演会の開催、地域の巡回パトロールなど、地域に根差した青少年の健全育成に向けた活動を展開してきました。

また、平成 19 年から「大山町子ども見守り隊」のボランティアを募り、児童・生徒の登下校の見守り活動を行っていただいています。

一方で、インターネット等を介して、児童・生徒の活動や交友関係は広域化し、その手段や時間帯も多様化しています。生活習慣の見直しや家庭でのルールの確立なども含め、学校・家庭・地域が一層連携しながら、青少年の健全育成に向けた活動を進めていく必要

があります。

児童・生徒については、公民館での通学合宿をはじめ、放課後や休日、あるいは長期休業中に健全な学び体験の場を提供しています。また、沖縄県嘉手納町との相互の人材育成交流や鳥取県西部町村で連携をして野外活動体験の提供なども行い、健全育成に向けた取組を行っています。一方で、中高生以上の活動を支援する取組が進んでいない状況があり、今後取組を行っていく必要があります。

【施策の方針】

家庭や学校、地域など社会全般に深く関係する子ども、若者育成支援の取組が、全町に広がりを持ったものとなるよう、連携を強化していきます。

【基本施策】

① 見守り活動、非行防止活動の推進

小・中学校 PTA、警察等関係機関と連携を取りながら、夏季休業中を中心とした地区ごとの巡回パトロール等を行い、児童・生徒の見守り活動や非行防止活動を推進します。

② 研修会の開催

スマートフォン等を介したインターネットによるトラブルなどについて、その危険性やトラブルの防止策に関する講演会を開催したり、青少年を取り巻く様々な状況について意見交換会を開催したりしながら、青少年育成に関わる者が今日的な課題について学んだり情報交換を行ったりする研修会を開催します。

③ 青少年への体験活動の機会の提供

社会教育や公民館活動として行っている児童・生徒を対象とした取組を今後も引き続き行うとともに、中高生以上を対象とした取組を推進します。

【指標】

	取組目標
講演会・研修会等の実施による啓発活動	年間 2 回以上
自然体験活動の機会の提供	年間 5 事業以上
野外活動体験などの研修機会の提供	年間 2 事業
青少年交流を中心とした事業の実施	年間 1 回以上

第3章 計画の実現に向けて

1 関係部局との連携

この計画が、大山町総合計画（「大山町未来づくり 10 年プラン」）における教育に関する分野別計画であるのと同時に、平成 27 年 4 月から一部改正、施行された「地方教育行

政の組織及び運営に関する法律」において定めることが義務付けられた「大綱」に代わるものと位置付けられたことを踏まえ、教育委員会部局と町長部局が連携を図りつつ、保育所（園）や学校、家庭、地域、さらには関係団体が連携を強化しながら総合的に計画を推進します。

2 新たな課題への対応

今後5年間に総合的かつ計画的に取り組むべき施策の実施により、目標の実現を目指していくこととしますが、急速に変化する社会の中で、教育が対応すべき新たな課題が生じた場合には適切に検討し、迅速に対応します。

3 計画の進行管理

本計画を効果的かつ着実に推進するためには、その実現に向けた数値目標を設定するなどして、定期的な点検と結果のフィードバックが必要です。施策の点検については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づき実施する「教育委員会事務の管理及び執行の状況の点検及び評価」等を活用し、その評価に基づいて着実な施策の実施に努めます。